

労働情報やお

八尾市労働支援課 令和7年3月発行

VOL.65

CONTENTS

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内	1	八尾市おしごとナビ	6
高齢者雇用確保措置の経過措置終了について	3	八尾市ワークサポートセンター	7
障がい者の法定雇用率引き上げについて	3	八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター	7
企業の奨学金返還支援(代理返還)制度の活用をご検討ください	3	八尾市企業人権協議会に加入しませんか?	8
雇用関係助成のご案内	4	公平な採用選考のために	8
八尾市無料職業紹介所の「会社説明会・面接会」	6	公正採用選考人権啓発推進員の選任と変更の報告はお済ですか?	8

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

①~⑨▶令和7(2025)年4月1日から施行

① 子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大(③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※ 取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

② 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

③ 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置のメニューを追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

④ 育児のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

5 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業

- 公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- 年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。
- より具体的な公表内容や算出方法は厚生労働省ホームページをご確認ください。



6 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

7 介護離職防止のための雇用環境整備

義務

介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

8 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

義務

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間） ②労働者が40歳に達する日の翌日（誕生日）から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能

9 介護のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

10 11 ▶ 令和7(2025)年10月1日から施行

10 柔軟な働き方を実現するための措置等

義務 就業規則等の見直し

- (1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置
- (2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

11 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

義務

- (1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取
- (2) 聴取した労働者の意向についての配慮

詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。



高齢者雇用確保措置の経過措置終了について

経過措置期間は2025年3月31日までです。

4月1日以降は別の措置により、高齢者雇用確保措置を講じる必要があります

2025(令和7)年4月1日以降は、高齢者雇用確保措置*として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

* 高齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければなりません。

障がい者の法定雇用率引き上げについて

Point 1 障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

- ▶ 障がい者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。
- ◆ 毎年6月1日時点での障がい者雇用状況のハローワークへの報告
 - ◆ 障がい者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

Point 2 除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

主な除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	5%
・建設業・鉄鋼業・道路貨物運送業・郵便業(信書便事業を含む)	10%
・港湾運送業・警備業	15%
・鉄道業・医療業・高等教育機関・介護老人保健施設・介護医療院	20%
・金属鉱業・児童福祉事業	30%
・道路旅客運送業・小学校	45%
・幼稚園・幼保連携型認定こども園	50%

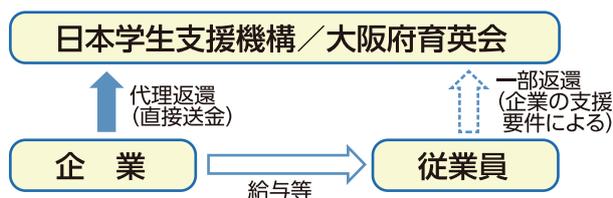
助成金等の支援策については、厚生労働省のホームページをご確認ください



企業の奨学金返還支援(代理返還)制度の活用をご検討ください

奨学金の代理返還制度とは、企業等が従業員の経済的負担の軽減を目的として、奨学金の一部または全額を代わりに返還する制度です。

企業の奨学金返還支援(代理返還)制度



■ 企業のメリット

- ・企業のイメージアップ
- ・人材確保と定着
- ・代理返還(直接送金)分を、給与として法人税に損金算入できる
- ・日本学生支援機構や大阪府育英会のホームページに企業名や支援内容を掲載

■ 従業員のメリット

- ・経済的・精神的な負担軽減
- ・税負担軽減(返還額に係る所得税は非課税)



企業の代理返還制度は、日本学生支援機構が令和3年4月から、大阪府育英会が令和4年7月から実施しています。詳しくは各団体のホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください。

独立行政法人 日本学生支援機構

奨学事業戦略部 奨学事業総務課 総務係 電話 03-6743-6029
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>



公益財団法人 大阪府育英会

返還収納課 電話 06-6357-6273
<https://www.fu-ikuei.or.jp/dairihenkan/>



雇用関係助成金のご案内

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などにぜひご活用ください。

労働者の雇用維持を図る

雇用調整助成金

経営悪化による休業、教育訓練、出向を通じた雇用維持

在籍型出向を支援する

産業雇用安定助成金

スキルアップを在籍型出向により行い、出向復帰後の賃金を上昇

離職する労働者の再就職支援・中途採用を行う

早期再就職支援等助成金

離職を余儀なくされる労働者の再就職支援
雇用期間の定めのない労働者の中途採用を拡大する

新たに労働者を雇い入れる

特定求職者雇用開発助成金(★)継続雇用労働者としての雇い入れ

雇用対象者	高齢者・障がい者(身体・精神・知的・発達)・難病患者 母子家庭の母等・就職氷河期世代の者・生活保護受給者等 成長分野に従事する就職困難者
-------	--

トライアル雇用助成金(★) 試行的に雇い入れ

雇用対象者	離職や転職を繰り返す者・障がい者 若年者または女性の建設労働者 生産性向上に資する取組等に新たな人材を雇い入れる
-------	--

障がい者の雇用環境の整備を図る

障害者作業施設設置等助成金(※)

障がい特性に応じた作業施設等の設置・整備

障害者福祉施設設置等助成金(※)

障がい者の福祉増進を図るための福祉施設等の設置・整備

障害者介助等助成金(※)

障がい者の介助または職場定着のための措置

職場適応援助者助成金(※)

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

重度障害者等通勤対策助成金(※)

通勤を容易にするための措置

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金(※)

重度障がい者を多数継続雇用する事業施設等の整備

障害者雇用相談援助助成金(※)

障がい者の雇入れや雇用継続のために必要な雇用管理に関する援助を実施

労働者の雇用環境の整備を図る

人材確保等支援助成金

対象内容	人材確保や職場定着支援事業の実施
	人事評価制度の整備
	建設労働者や外国人労働者の雇用環境改善等
	テレワークの導入

65歳超雇用推進助成金(※)

対象内容	65歳以上への定年引上げ・定年制の廃止等
	高齢者の雇用管理制度の整備等
	無期雇用への転換

高齢労働者処遇改善促進助成金

対象内容	高齢労働者の賃金規定を増額改定
------	-----------------

キャリアアップ助成金

対象者	有期雇用労働者等 (契約社員・パート・派遣社員など)
対象内容	正規雇用労働者への転換
	障がい者を正規雇用労働者等へ転換
	賃金規定等の増額改定
	正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入
	賞与・退職金制度の導入
	短時間労働者を新たに社会保険の被保険者とする際に処遇改善を実施

仕事と家庭の両立支援等に取り組む

両立支援等助成金(◆)

対象内容	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境や業務体制を整備 介護支援プランを策定し、介護休業や介護両立支援制度を利用
	育休復帰支援プランを策定し、育児休業の円滑な取得・職場復帰に取り組む
	育児休業や短時間勤務の期間中に他の労働者が業務を代替する
	育児中の労働者が利用できる柔軟な働き方に関する制度を導入する

労働者の職業能力向上を図る

人材開発支援助成金

対象内容	職務に関連した10時間以上の訓練等
	有給の教育訓練休暇制度の導入・取得
	建設関連の訓練等
	デジタルなど成長分野を支える人材育成を目的とした訓練 事業展開等に伴い新たな分野で必要となる訓練等

障害者能力開発助成金(※)

対象内容	障がい者に対して能力開発訓練事業を実施
------	---------------------

上記一覧の内容は変更になることがあります。



左記助成金に関する案内及び検索ツールは、

厚生労働省のホームページ「厚生労働省 事業主の方のための雇用関係助成金」をご参照ください。左記以外にも助成金等、様々な制度があります。

各助成金のお問い合わせ先は、

(※)のお問い合わせ先:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部 TEL 06-7664-0722

(◆)のお問い合わせ先:大阪労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL 06-6941-4630

(※)、(◆)以外のお問い合わせ先:大阪労働局 助成金センター TEL 06-7669-8900

(★)の助成金は、「八尾市無料職業紹介所」からのご紹介者も対象となります。

(ただし、コースによっては対象外となるものもあります。)



厚生労働省
ホームページ

使用者も

労働者も

必ずチェック

最低賃金!

大阪府 最低賃金 1,114円

(令和6年10月1日発効)

パートタイム・臨時・派遣・アルバイト・嘱託等も適用

★毎年10月頃改定されます。

◆詳しくは、大阪労働局労働基準部賃金課 (TEL:06-6949-6502)
または、東大阪労働基準監督署 (TEL:06-6723-3006) にお問い合わせください。

特定最低賃金件名	時間額	発効年月日
塗料製造業	1,120円	令和6年12月1日
鉄鋼業	1,120円	令和6年12月1日
生産用機械器具製造業・ 業務用機械器具製造業など	1,127円	令和6年12月1日
電子部品・ 電気機械器具製造業など	1,127円	令和6年12月1日
自動車・同附属品製造業	1,119円	令和6年12月1日
非鉄金属・電線・ケーブル 製造業など	1,114円	令和6年10月1日
自動車小売業	1,114円	令和6年10月1日

人も、会社も、元気にしよう!



の退職金制度

「中退共」は国がサポートする
中小企業のための退職金制度です。

○パートタイマーさんも加入できます。

○他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

安全

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理が簡単
退職金資産額などもお知らせ。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)6907-1234

八尾市無料職業紹介所の「会社説明会・面接会」

八尾市内の事業所のみなさまへ

人材がほしい!といったご相談には、「会社説明会・面接会」を定期的に行い、求職者募集のお手伝いをしています。

令和7年度 会社説明会・面接会予定

日程	場所
令和7年 6月	八尾商工会議所
9月	八尾商工会議所
12月	八尾商工会議所
令和8年 3月	八尾商工会議所

実績

令和6年度も、6月、9月、12月、3月に開催し、約300名の求職者の方が参加されました!



専門アドバイザーを無料派遣!!

八尾市では無料職業紹介事業を実施し、「八尾市内の事業所の人材確保」を支援しています。人材がほしい!といったご相談には、就職面接会等を開催し、八尾市で求職者の募集をお手伝いしています。これまでハローワークや有料の求人誌等では必要とされる人材を確保することができなかった事業所のみなさまは八尾市無料職業紹介所への登録・活用をご検討ください!

お電話いただければ、専門のアドバイザーがお伺いします!

八尾市無料職業紹介所 TEL 072-920-4088



求職者と事業所のマッチングサイト

八尾市おしごとナビ

人材をお求めの事業所様はぜひご登録ください。

3つの特徴

① 八尾市が運営

八尾市内で働きたい人と八尾市内で人材をお求めの事業所を支援。

② 職場の魅力発信!!

求人内容をはじめ、事業所の雰囲気が伝わる職場の写真や、社長や従業員からのメッセージを添えて、職場の魅力を発信できます。

③ 女性の活躍を応援!!

「女性が働きやすい求人」として、「勤務時間を選べる」「家庭の事情(介護等)や子どもの行事(入学式・運動会・参観日等)による休暇や早退等に配慮している」「原則毎日残業なし」など、女性活躍推進に関する取組みをアピールできます。

おしごとナビとは?

求職者が希望職種等の求人条件から市内求人情報の検索ができ、応募から面談までを八尾市無料職業紹介所が支援し、雇用・就労を実現していただくためのサイトです。

人材をお求めの事業所様は、ぜひご活用ください!なお、登録料や相談費用等は一切かかりません。

八尾市おしごとナビ



八尾市無料職業紹介所 TEL 072-920-4088

八尾市ワークサポートセンター

～「働きたい」「働いてもらいたい」を応援します～

八尾市ワークサポートセンターでは、八尾市が運営する「中央地域就労支援センター」と、ハローワーク布施の出先機関である「八尾市地域職業相談室」が連携し、働きたい方の支援を行っており、多くの八尾市民にご利用いただいております。

求人をご希望される場合は、ハローワークへの求人申し込みをご検討ください。(八尾市ワークサポートセンター内の八尾市地域職業相談室では、求人申込みを受付けていませんので、ハローワーク布施(TEL:06-6782-4221 31#)へお問い合わせください。)



八尾市 地域職業相談室

(ハローワーク布施出先機関)

パソコンによる求人情報の提供・職業紹介業務専門のハローワークです。(雇用保険関係業務・求人受付関係業務・職業訓練関係業務は行っておりませんので、ご了承ください。)

月～金 10:00～18:00
TEL 072-929-3400
FAX 072-999-3500

中央地域 就労支援センター

就職活動に悩んでいる方を専門の相談員(地域就労支援コーディネーター)がサポートします。

月～金 10:00～18:00
TEL 072-929-0040
FAX 072-923-0510

勤労者法律相談

月に2回、労働者や事業主を対象に、労働契約・条件やパワハラ・セクハラ、人事労務管理などのさまざまな問題に対して社会保険労務士や弁護士が相談に応じます。

原則第2木曜日、最終土曜日
午後1時～4時に実施(予約優先)。
予約・お問い合わせは
八尾市労働支援課 TEL 072-924-3860

中小企業事業主のみなさまへ

～事業所の福利厚生を**低コストで充実**できます!～

八尾市中小企業勤労者 福祉サービスセンターにご加入ください

従業員満足度
向上支援!

全国的なネットワークで充実したサービスの提供

(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター・(一財)大阪労働協会・全労済と提携

福利
厚生

主な事業内容

- **充実した慶弔お見舞金等の給付**
- **各種利用あっせん・利用料補助**

- ▶ 人間ドック・生活習慣病健診
- ▶ スポーツクラブ
- ▶ 映画・演劇等チケット
- ▶ 遊園地・旅行・宿泊施設



おすすめ!

会費及び入会金

- ①入会金は一人につき500円(入会時のみ)
- ②会費は一人につき月額700円

会員の皆様はもちろん、家族の方々もさまざまなサービスが受けられます。また、費用は経費として損金処理できます。



詳細はこちら



- 入会された皆様には、最新の各種ご案内等を掲載した機関紙を、事業所あてに毎月お送りします。

お問い合わせ

お気軽に
お問い合わせください

(公財)八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター(八尾市共済センター)
TEL:072-991-5607 FAX:072-991-5608

八尾市共済センター

検索

八尾市企業人権協議会 に加入しませんか?

八尾市企業人権協議会では、国や大阪府・八尾市と連携し、就職の機会均等の保障、職場の人権意識の高揚に向けた取り組みや人権問題への啓発を進めるため活動しています。

現在
約120社
加入

活動内容 ※年会費:1事業所 3,000円です。

- 事業所向けの各種研修会の開催、制度などの情報提供
- 人権関連研修の参加費補助
- 各種人権啓発事業への参加



お問い合わせ・お申し込み

八尾市企業人権協議会事務局

八尾市労働支援課 TEL:072-924-3860

公正な 採用選考の ために



公正な採用選考をするには?

- ①「人を人として見る」人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重する。
- ② 応募者の適性・能力のみを基準として行う。
- ③ 募集に当たり広く応募者に門戸を開く。

この考え方が大切です。

「聞いてませんか?家族のこと」

面接での緊張を解きほぐそうという意図でも、応募者の方は悩んだり傷ついたりする場合があります。

本人の職務遂行にあたり、**適正・能力のみを基準**とした採用選考を行ってください。

公正採用選考人権啓発推進員の 選任と変更の報告はお済みですか?

厚生労働省では、企業が人権問題を正しく理解・認識し、「公正な採用選考」を実施することをめざして、公正採用選考人権啓発推進員(以下「推進員」といいます。)制度を設けています。

大阪では、原則、常時使用する**従業員の数が25人以上の事業所を対象**に、推進員の選任と変更についてハローワークへの報告をお願いしています。



推進員選任のメリット

- 社会的責任の1つを果たし、人権尊重企業への仲間入り
- タイムリーなテーマで実施される推進員研修を無料で受講
- 社内研修の人権啓発DVDや各種資料を無料で活用

推進員の役割

- ハローワーク等の研修会に参加するとともに、社内研修等により社員の人権意識を深める取組みの推進
- 公正な採用選考システムの確立を図る責任者としての役割
- ハローワークとの連絡窓口としての役割

推進員選任・異動報告

- 推進員を選任または変更した場合は、推進員選任・異動報告書に必要事項を記載し、管轄のハローワークにFAX、郵送またはご持参にて報告してください

※大阪においては、大阪労働局と大阪府が共管して推進員制度を運用しています。ハローワークにご報告いただいた情報は、大阪府と共有させていただきます。また、大阪府が主催する新任・基礎研修もあります。

職場のみなさんでご確認ください。

回 覧									